## 【厚生労働大臣が定める掲示事項】

## 「非紹介患者加算料」について

診療所と大病院との機能分担を推進するための法令等の改正に伴い、令和4年10月1日より他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院に直接来院した患者さんについては、初診及び再診に係る費用として、下記のとおり非紹介患者加算料をご負担いただきます。

## 1 初診の場合

医科初診 7,700 円 (歯科初診 5,500 円) ただし、次のような患者さんからは、ご負担をいただきません。

- ①紹介状をお持ちの患者さん
- ②救急車等で搬送された患者さん
- ③公費負担医療制度支給対象の患者さん
- (ひとり親家庭等医療、子ども医療等は、公費負担医療制度に含まれません)
- ④医科診療科の中で、1年以内に受診歴があると認められる患者さん
- 5精密検診受診の指示を受けた患者さん
- ⑥外来受診からそのまま入院となった患者さん
- ⑦労災、公務災害の保険適用となる患者さん

など

- \*時間外、休日に来院され、外来のみの診療で帰宅された患者さんは、加算料をご負担いただきます。
- 2 再診の場合

医科再診 3,300 円 (歯科再診 2,090 円)

当院の医師から「他の医療機関での受診を勧められ、次回、紹介状をお持ちにならなかった場合には再診の加算料を請求します。」と説明を受けた患者さんで、当院へ通院しているとみなされない場合にご負担いただきます。

ご不明な点については「総合案内」又は「新患受付」におたずねください。

大分県立病院長